

3 関係機関との連携について

学校が不登校の子どもたちとのかかわりあいの中で、他の関係機関と連携を図っていく場合、どのようなことに注意したらよいのでしょうか。次にその留意点をいくつかに分けて説明します。

(1) 関係機関との連携を考えるとき

不登校の子どもへの対応は、それぞれの要因や親の心の状態などに応じて考えていかなければなりません。その中でも次のような場合は特に関係機関と連携を図り、学校・家庭・関係機関が連携をとり、それぞれの役割を確認しながら子どもと

ア 子どもの不登校が長期間になり、担任が家庭訪問しても子どもに会えず、直接的なかわり

あいが学校として困難になっている。

イ 子どもの、昼夜逆転の生活・暴力・自殺のほのめかしなどに対応できず、親が疲れきってしまい、学校のかかわりあい以外の場面で、親を援助していかなければならない状態になっている。

ウ 子どもがあることにこだわりをもち、「こうしなければいけない」という意識が余りに強く、強迫的に自分自身を追いつめていたり、摂食障害などの身体症状があらわれていたりして医療的な問題が子どもにあると思われる。

エ 長期間にわたる親や子どもへの心理療法的なかわりを続けていかなければならないと考えられる。

* 教育センター・教育研究所 *

名 称	所 在 地	電話番号
栃木県総合教育センター	宇都宮市瓦谷町1070	0286(65)7211
栃木県教育研究所	宇都宮市駒生町648	0286(21)7274
宇都宮市立教育研究所	宇都宮市中央1丁目1-13	0286(33)1371
上河内町教育研究所	上河内町中里181-3	0286(74)3131
河内町教育研究所	河内町白沢500	0286(73)3232
上三川町教育研究所	上三川町上蒲生120	0285(23)9155
南河内町教育研究所	南河内町田中681-1	0285(48)2111
小山市立教育研究所	小山市城山町3丁目8-1	0285(22)9676
南那須教育センター	烏山町大桶872	0287(83)0021
佐野市教育センター	佐野市大橋町2044	0283(24)5331
足利市立教育研究所	足利市本城3丁目2145	0284(21)1141

* 児 童 相 談 所 *

名 称	所 在 地	電話番号
県中央児童相談所	宇都宮市睦町1-14	0286(34)2416
県南児童相談所	栃木市沼和田町17-22	0282(24)6121
県北児童相談所	西那須野町南7-20	0287(36)1058

(2) 関係機関と連携をとるときのポイント

学校が関係機関と連携をとるときには、担任が自分の判断だけで連絡することはせずに、養護教諭、児童生徒主事、学年主任、教頭、校長等とよく相談したうえで適切な関係機関と連携を図る必要があります。

学校が関係機関とスムーズに連携して不登校の子どもとかかわっていくためには、学校の中で関係機関とのネットワークをもっている教師がいることが大切です。不登校の子どもとかかわる場面が多い養護教諭や教育相談係、児童生徒指導主事等の教師はふだんから、関係機関とのネットワークづくりを考慮した人間関係づくりに心しておくことが大切です。

この際、その子どもが不登校になると考えられる要因、親や子どもが相談に行くときの距離的な問題など様々な角度から連携する関係機関を選ぶことが大切です。

また、関係機関での相談がはじまってからは、いつのまにか関係機関に子どもとかかわりを任せきりにならないように、絶えず連絡を密にしながら連携をはかっていかなければなりません。

現在、関係機関からその子どもへのかかわり方について、それぞれの役割を確認しながら学校を援助していくコンサルテーションの活動が広がっています。関係機関からのコンサルテーションを意識的に利用し、学校として具体的に動ける場面を一つ一つ確認していくことが問題解決の早道です。

(3) 関係機関を親に紹介するとき

関係機関を親に紹介するとき、最も大切なのは、それまでの経過の中で学校と親との間に信頼関係がしっかりできているかどうかです。信頼関係ができていないのに、安易に関係機関を紹介すると、親は見捨てられ感から学校や担任などへ激しい非難や攻撃を向けることもあります。親に対し、誠意をもって接し、共に問題解決に当たろうとする態度を示すことが、その信頼関係をつくっていくこととなります。子どもの学校の様子や各種検査等の資料を親に説明し、関係機関と連携することの意味について親と考えていくことも必要です。

(4) 適応指導教室等との連携

不登校の子どもに対する取り組みとして、適応指導教室や相談学級では集団としての特性を生かしながら、不登校の子どもへの援助・指導に当たっています。また、自然の中で不登校の子どもに仲間とのふれあいを体験してもらうことを目的とした行事が様々な機関で実施されています。このような新しい取り組みについての情報を学校はつねに察知し入手していることが大切です。

* 適 応 指 導 教 室 *

名 称	所 在 地	電話番号
とらいあぐる(宇都宮)	宇都宮市中央1-1-13	0286(38)7569
アメニティホーム(鹿沼)	鹿沼市千手町2609-1	0289(62)6945
もおかライプリー(真岡)	真岡市台町4008	0285(83)9488
アルカディア(小山)	小山市八幡町1-5-15	0285(24)5531
チャレンジハウス(矢板)	矢板市片岡1137-1	0287(48)2734
すばる学級(大田原)	大田原市美原1-5-38	0287(24)0890
レインボーハウス(烏山)	烏山町宮原284	0287(82)2738
アクティヴ教室(佐野)	佐野市大橋町2048	0283(21)8748
若杉学級(今市)	今市市大桑町136	0288(21)7077
あすなる(西那須野)	西那須野町扇町3-12	0287(36)6989

* 相 談 学 級 *

名 称	所 在 地	電話番号
宇都宮市立築瀬小学校	宇都宮市南大通り2-6-6	0286(33)0160
宇都宮市立旭中学校	宇都宮市天神町1-1-42	0286(35)6580
小山市立小山第二中学校	小山市天神町1-6-36	0285(22)0089
栃木市立栃木東中学校	栃木市日ノ出町1-11	0282(22)5678

(5) 医療機関との連携

不登校の子どもの場合、心の状態から身体症状があらわれたり、家庭内暴力が特に激しかったり強迫症状が強かったり、自室への閉じ込めりがひどいなど、神経症や精神病などの疑いがある場合もあります。このような場合、すぐに精神科医や精神病院と連携をとろうとしても、子どもや親が強い抵抗や拒否を示すことが多く、子どもや親と

の信頼関係を壊しかねません。そこで、相談機関に医療的な問題がある可能性を伝え、相談機関での相談を介して、必要があれば病院の精神科や神経科、また、精神保健センターなどの診療を受けるといった手続きをとることが大切です。

たとえば、境界例* (境界パーソナリティ障害) の子どもは人に見捨てられることを極端に恐れており、先生を理想化し好意的に先生に接していると見えたのが、次の瞬間には同じ先生を悪魔のよ

* 医 療 関 係 機 関 *

名 称	所 在 地	電話番号
栃木県精神保健センター	宇都宮市睦町1-20	0286(35)2463

うに忌み嫌うといった激しい変化を見せるので、先生も親もほんろうされ、悩まされることがあります。

境界例の初期の段階では不登校、摂食障害、抑うつ状態、非行、自殺という形で症状があらわれてくる場合があります、学校だけでの対応では非常に危険です。現在、自治医科大学病院・獨協医科大学病院・上都賀総合病院のように、思春期の心の世界に詳しい精神科の先生が不登校の相談を受けながら、医療の問題を抱えている子どもに対応している医療機関もあります。

これからは、そのような医療機関と相談機関が

それぞれの役割を確認しながら子どもとかかわっていきることがますます必要とされていくことでしょう。

医療的な問題がかかわってくる場合、学校は医療の枠と、教育の枠をしっかりと意識し、医療機関と連携をとりながら、学校がかかわれる範囲を定め、あくまでもその枠組の中で子どもとかかわっていくことを考える必要があるでしょう。

(境界例*) ここでの境界例とは、幼児期などの依存していた人に見捨てられたような体験から不安が生まれ、それが思春期に再燃されておこるものを指す。

* その他の相談機関 *

名 称	所 在 地	電話番号
栃木県警察本部相談室	宇都宮市塙田1-1-20	0286(21)2121
栃木いのちの電話	宇都宮市松が峰2-6-21	0286(35)7970
栃木県衛生環境部薬務課	宇都宮市塙田1-1-20	0286(23)3779

その他、教育事務所、市町村教育委員会、福祉事務所、保健所、家庭裁判所、少年鑑別所等において教育相談が行われています。

〈引用・参考文献〉

- 「登校拒否—その心理と治療—」 小泉英二編著 学事出版
- 「登校拒否の子どもたち」 梅垣弘著 学事出版
- 「『不登校』現象の社会学」 森田洋司著 学文社
- 「『まじめ』の崩壊」 千石保著 サイマル出版会
- 「心理療法序説」 河合隼雄著 岩波書店
- 「生きることと人間関係—心理劇の活用」 黒田淑子著 学献社
- 「遊技療法の世界」 東山紘久著 創元社

あ と が き

栃木県総合教育センターの前身である栃木県教育研修センター時代、学級・ホームルーム担任のための教育相談第1集・第4集「登校拒否児童生徒の理解と指導」(1)(2)を発行してきました。

この間、文部省は登校拒否（不登校）問題に関する考え方を前進させて、どの子にも起こり得るものとして考えるようになりました。この動きの中で、今改めて不登校問題を考え直す必要性を感じ、子どもが本来の子どもらしい姿で学校生活を送れることを願いながらこの冊子をつくりました。

教育相談は特別の人が特別の場所で行うものではなく、日々の何気ないところで子どもとかかわるところから始まるのだということをご理解いただければと思います。

この冊子で不登校の子どもへの援助・指導について言い尽くせたとはいえませんが、先生方にご活用いただければ幸いです。

作 成 者

副 主 幹	関 根 英 男
副 主 幹	手 塚 光 善
指 導 主 事	伊 藤 晴 子
教 育 相 談 員	渡 辺 徹